

年末たすけあい運動における「慰問金」申請について（ご案内）

毎年12月1日～31日に実施しております「年末たすけあい運動」の募金は、福祉ニーズを持つ世帯への年末慰問金として、また幸区社会福祉協議会の実施する福祉事業に配分されております。

年末慰問金につきましては、次の方々を対象世帯として、郵送または窓口にて申請により受け付けます。慰問金を希望される方は、申請書に所定の事項を記入し、必要書類を添付の上お申込みください。

1. 慰問金対象世帯（同一生計の場合は同一世帯とみなします）

令和5年9月1日現在、次の(1)～(4)いずれかの項目に該当する
ご本人が市民税・県民税非課税であり、かつ幸区在住である世帯

※なお、年末慰問金は、世帯に対して配分します。（同一の世帯に対象の方が複数いる場合でも1世帯分の配分となります。）

※生活保護受給世帯、施設・グループホーム等で生活されている方や、長期入院されている方は対象外となります。

(1) 身体障害者手帳1・2級の方がいる世帯

（添付書類：身体障害者手帳の写し）

(2) 療育手帳Aの方がいる世帯

（添付書類：療育手帳の写し）

(3) 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方がいる世帯

（精神障害者保健福祉手帳の写し）

(4) 要介護認定4・5の方がいる世帯

（添付書類：介護保険被保険者証の写し）

※手帳・介護保険証の写しは、住所・氏名・等級(区分)が書かれている部分が必要です。

2. 申込方法

申請書に必要事項を記入し、添付書類と併せて幸区社会福祉協議会に直接来所または郵送にて令和5年10月31日（必着）までにご提出ください。

3. 慰問金の配付時期および配付方法

令和5年12月下旬に、地区を担当する民生委員児童委員が訪問して配付します。

※不在等が多く連絡がつかない場合は、「慰問金」をお渡しできないことがあります。

◆申込先、お問合せ先◆

川崎市幸区社会福祉協議会

〒212-0023 川崎市幸区戸手本町1-11-5

（地域課）TEL 556-5500

令和5年度 年末たすけあい「慰問金」配分申請書

(あて先) 川崎市幸区社会福祉協議会会長

年末たすけあい「慰問金」の配付を希望しますので、下記事項に同意の上、申請します。

この申請書に記載した個人情報を、担当地区の民生委員に事前に提供すること、民生委員が「慰問金」配付のために訪問することを承諾します。

ふりがな	
氏名 (対象となる方のお名前)	
住所	〒212- 川崎市幸区
電話・FAX	
以下、該当するものに○をつけてください。	
区分 ()内は添付書類です。 ※住所・氏名・等級(区分)が書かれている部分が必要です。	1. 身体障害者手帳1・2級の方がいる世帯 (身体障害者手帳の写し) 2. 療育手帳Aの方がいる世帯 (療育手帳の写し) 3. 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方がいる世帯 (精神障害者保健福祉手帳の写し) 4. 要介護認定4・5の方がいる世帯 (介護保険被保険者証の写し)
昨年度の申請の有無	(昨年「慰問金」の申請を) 行った ・ 行っていない
訪問に関して 配慮が必要な事項 ※訪問時の参考とさせていただきます。	特になし ・ あり (不在の時間帯等、具体的にご記入下さい。)
生活保護	受給していない ・ 受給している (対象外です)
手続代行者 ※本人以外の方が申請した場合にご記入下さい。	氏名： (続柄：) 電話番号： - -

個人情報の保護

この申請書の提出にあたって得た個人情報につきましては、慰問金配付以外の目的には一切使用いたしません。また、慰問金を配付する担当地区の民生委員以外の第三者にはご本人の同意なしに情報を提供いたしません。